

## 令和3年第6回東久留米市農業委員会総会 議事録

1. 日時・場所 令和3年7月26日(月) 午後1時30分～2時30分  
市役所 6階 602会議室

2. 出欠席

|     |       |     |     |       |     |     |       |     |
|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|
| 1番  | 中島 哲  | 出・欠 | 2番  | 吉田 敏夫 | 出・欠 | 3番  | 貫井 光広 | 出・欠 |
| 4番  | 岸 義幸  | 出・欠 | 5番  | 小山 正則 | 出・欠 | 6番  | 栗原 毅  | 出・欠 |
| 7番  | 横山 幸男 | 出・欠 | 8番  | 山下 一雅 | 出・欠 | 9番  | 村野 喜安 | 出・欠 |
| 10番 | 貫井 健一 | 出・欠 | 11番 | 高野 政則 | 出・欠 | 12番 | 齊藤 恵子 | 出・欠 |
| 13番 | 村野 清  | 出・欠 | 14番 | 三沢 栄  | 出・欠 |     |       |     |

(出席 14 名、欠席 0 名、委員の過半数以上の出席により会議は成立)

3. 議事録署名委員 10番委員・貫井 健一 12番委員・齊藤 恵子

4. 前回の議事録の承認 9番委員・村野 喜安 11番委員・高野 政則

5. 審議事項

- (1) 第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- (2) 第6号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する認定申請について

6. 専決処理事項

- (1) 報告第7号7～8番 農地転用届出書の受理について(農地法第4条第1項第8号)
- (2) 報告第8号22～27番 農地転用届出書の受理について(農地法第5条第1項第7号)

7. 報告事項

- (1) 生産緑地の農業者への斡旋について
- (2) 農業後継者顕彰事業について
- (3) 農業委員会地区別広域連携会議(北多摩北部地区)について
- (4) 東京都指導農業士について

8. その他

9. 次回総会 令和3年第7回東久留米市農業委員会総会  
令和3年8月25日(水) 午後1時30分～ 市役所6階 602会議室

## ◎開会

○事務局長 只今より、令和3年第6回東久留米市農業委員会総会を開会します。

---

## ◎出欠席

○事務局長 委員の出欠席を確認します。

出席14名、欠席0名、農業委員会会議規則第6条により、委員の過半数以上の出席により会議は成立となります。

---

## ◎議事録署名委員

○事務局長 3. 議事録署名委員につきましては、10番 貫井 健一委員・12番 齊藤 恵子委員をお願いいたします。

---

## ◎議事録の承認

○事務局長 4. 議事録の承認に入ります。6月23日に開催しました第5回農業委員会総会の議事録について、9番 村野 喜安委員・11番 高野 政則委員より承認を得ておりますのでご報告いたします。

以降の進行にあたりましては、農業委員会会議規則第4条により農業委員会会長が執り行います。

---

## ◎審議事項

○議長 5. 審議事項に移ります。(1) 第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 生産緑地法第10条による買取申し出の提出がありました。買取の申し出にあたっては、生産緑地法施行規則第3条により、主たる従事者であったかどうか、農業委員会の証明が必要となります。資料「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、山下委員が現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○山下委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局及び山下委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

**○議長** それではお諮りいたします。第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手全員。よって、第5号議案については、証明するものと決めます。

**○議長** 続きまして、(2)第6号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する認定申請についてです。東久留米市農業委員会会議規則第10条により、村野喜安委員は離席をお願いします。

～村野委員離席～

**○議長** それでは、第6号議案について、事務局からの説明を求めます。

**○事務局** 「事業計画の認定を受けるための要件等」をご覧ください。

農業委員会が審議する内容といたしましては、借受人が事業計画の認定の要件を満たしているかどうか審議する必要があります。今回の議案案件は、農業者が借り受けるため、①～③の要件を満たす必要があります。

①～③の内容としては、農地を適切に耕作できるか、機械や労働力、技術が備わっているかどうか確認する必要があります。

それでは、第6号議案の説明を行います。資料「都市農地の貸借の円滑化に関する認定申請」をご覧ください。

～事務局説明～

**○議長** 当該農地については、山下委員が現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

**○山下委員** ～補足説明～

**○議長** ただいま、事務局及び山下委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

**○議長** それではお諮りいたします。第6号議案 都市農地の貸借に関する認定申請について採決いたします。本議案について事業計画の認定を承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手全員。よって、第6号議案については、承認するものと決めます。

～村野委員着席～

---

### ◎専決処理事項

**○議長** 6. 専決処理事項に移ります。(1) 報告第7号7～8番 農地転用届出書

の受理について（農地法第4条第1項第8号）、事務局からの説明を求めます。

**○事務局** 資料「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、所有権移転を伴わず農地を農地以外の地目に変更する場合に届け出てもらいものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

**○議長** ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

**○議長** 続きまして（2）報告第8号22～27番 農地転用届出書の受理について（農地法第5条第1項第7号）、事務局からの説明を求めます。

**○事務局** 資料「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、農地を農地以外の地目に変更し所有権移転を伴う場合に届け出てもらいものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

**○議長** ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

---

### ◎報告事項

**○議長** 7. 報告事項に移ります。（1）生産緑地の農業者への斡旋について、事務局より報告をお願いします。

**○事務局** 生産緑地の農業者への斡旋について、地区の農業者へお知らせをお願いします。

**○議長** 続きまして（2）農業後継者顕彰事業について、事務局より報告をお願いします。

**○事務局** 前回の総会で推薦することが決まりました農業者に顕彰事業の候補者であることを伝えましたところ、受けていただけませんでしたので、今回の推薦はなしとさせていただきます。

○議長 続きまして（３）農業委員会地区別広域連携会議（北多摩北部地区）について、事務局長より報告をお願いします。

～事務局長報告～

○議長 続きまして（４）東京都指導農業士について、事務局より報告をお願いします。

～事務局報告～

---

### ◎その他

○議長 ８．その他に移ります。事務局より報告をお願いします。

～農地パトロール等について説明～

---

### ◎次回総会

○議長 ９．次回総会についてですが、令和３年第７回東久留米市農業委員会総会は、令和３年８月２５日 午後１時３０分より市役所６階６０２会議室にて行います。

○議長 只今をもちまして、令和３年第６回東久留米市農業委員会総会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

令和 ３年 ９月 ２４日

議 長 中 島 哲（自 署）

10 番委員 貫 井 健 一（自 署）

12 番委員 齊 藤 恵 子（自 署）